

令和5年度 下田市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、下田市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この調達方針を定める。

2 定義

本方針において使用する用語は、法に規定する用語の例による。

3 適用の範囲

この調達方針は、下田市の市長部局（上下水道課を含む。）、議会事務局、各種行政委員会事務局及び教育委員会事務局（以下「部局等」という。）に適用するものとする。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

下田市において、調達の対象とする障害者就労施設等とは、法第2条第2項各号に定める施設とする。

5 調達方針の担当部署

本方針の担当部署は、福祉事務所とする。

6 情報の提供

福祉事務所は、障害者就労施設等から買入れ可能な物品及び提供が可能な役務に関する情報の収集に努め、部局等にその情報を提供するものとする。

7 障害者支援施設等からの物品等の調達の目標

調達の目標については、物品及び役務の別に前年度の実績額を上回ることを目標とする。なお、調達に当たっては予算の適正な執行に留意しつつ、法の趣旨に基づき、障害者就労施設等と随意契約を締結するなど、積極的に調達を推進する。

種別	調達品目	調達目標	令和4年度実績額
物品	小物雑貨、その他の物品	令和4年度実績額以上	1,790千円
役務	印刷製本、その他の役務	令和4年度実績額以上	200千円

8 調達目標及び調達実績の公表

- (1) 調達目標を定めたときは、速やかに公表するものとする。
- (2) 調達実績については、翌年度に取りまとめ、速やかに公表するものとする。

9 調達方針の見直し

本方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しを行うものとする。

10 施行日

本方針は、令和5年6月21日から施行する。